

中農政第112号の8
令和7年12月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)
地域名 (地域内農業集落名) (渡)	蛭川地域 (和田・今洞・中切・柏ヶ根・殿塚・町切・棚田・鳩吹・奈良井・下沢・一色・一之瀬・田原・奥
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月10日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・蛭川地域は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念される。
- ・地域の農地利用は地域内の農業を担う者である(農)あびろみが担うが他の経営体は個人経営のため、新たな農地を集約することは難しい。
- ・地域内は狭小で山際に面した農地が多く地理的条件が悪いことから農地集約の支障となっている。
- ・持続的に農地の利用を図りながら活性化を進めるためには、新規就農者や認定農業者を確保・育成しつつ地域住民などを交え地域全体で農地を利用して仕組みの構築が課題である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・新規就農者や認定農業者を確保育成しつつ、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
- ・作物は水稻を中心に土地利用型作物の作付けを行い、高収益作物の推進を図る。
- ・担い手の確保に向けて、振興会より他の地域への呼びかけや企業への働きかけを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	246.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	242.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・区域内の農用地等面積について、数値に誤りがあり修正すること、及び、それに伴い、現状及び将来の目標とする集積率を修正することを確認した。
- ・以下の農地において、農業以外の利用に供するため、地域計画区域外とすることに、農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
 - ①蛭川字今洞486-2 508m²
- ・区域内の農業を担う者のうち、1名を削除するとともに、属性の変更及び面積を修正することを確認した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、小規模の団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・蛭川地区は圃場整備がほとんど整備されているので地区全体を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

・地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて地域内の農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・記載内容を次の通り変更することを確認した。

・田原地区は、農地が狭小であり、水路の老朽化が進行しているものの、蛭川地域内では比較的平坦で優良農地であり、同一営農組織による一定的な営農体制の確立を進めていく地区である。これらの状況を踏まえ、当地区を蛭川地域における今後のモデル地区として位置付け、県営のほ場整備事業の実施を目指す。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地域内外から、多様な経営体を募り意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

・作業の効率化が期待できる既存の受託組織や、担い手へ委託することにより合理化を図り、遊休農地の防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①農地所有者、耕作者、地域内の農業を担う者など地域全体で侵入防止柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。

②狭小な地域を主に有機・減農薬・減肥料を取り組む。

③ドローンでの農薬散布や、自走式草刈り機による草刈りなど、スマート農業の推進に取り組む。

⑦可能な限り中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理を継続して取り組む。